

喜多方市スポーツ少年団県大会等出場補助金及び喜多方市スポーツ大会等 出場補助金の使途対象経費基準

平成26年4月1日制定

項 目	使途対象経費となるもの	使途対象経費の限度額
大会参加料	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加料 ・その他、大会主催者側から参加のために請求された義務的な経費(例:スキー大会のリフト券代) 	実費とする。ただし、参加料の額が参加申込み人数に基づくものである場合は、補助対象人数とする。
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店での食事、弁当、おにぎり、果物、飲み物 ※ただし、アルコール類、菓子類は除く 	1人1食当たり1,000円までとし、補助対象人数とする。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加に係る消耗品 	実費とする。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加に係る振込手数料 	実費とする。
郵送料	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加に係る用具及び参加申込書等の郵送料 	実費とする。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行保険料 	補助対象人数とする。
宿泊料	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料 	1人1泊当たり10,000円までとし、補助対象人数とする。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス及びレンタカー使用料 ・駐車場使用料、高速道路使用料 	実費とする。
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス、レンタカー及び自家用車に係るガソリン及び軽油 	実費とする。ただし、自家用車の燃料費は、自動車借上げ料の限度額を超えないこと。
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関(バス、電車等)利用 	補助対象人数とする。
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、保護者、監督、コーチ、選手等のチーム関係者以外の第三者の者がバス等を運転した場合の運転手の委託料 	実費とする。
自動車借上げ料	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス及びレンタカー以外の自家用車 <p>《自家用車利用による使途対象の台数》 自家用車利用による使途対象の台数は、当日使用する自家用車の大人の乗車定員数から運転手の人数を差し引いた人数として、必要な台数分とする。 ※補助対象人数が20人の場合、8人乗りワゴン車であれば3台必要。5人乗りの普通乗用車であれば5台必要。 ※貸切バスを使用し、なおかつ自家用車も利用する場合は、自家用車利用による使途対象の台数は、1台までとする。</p>	<p>自動車借上げ料は、高速道路使用料及び燃料費相当分とする。なお、燃料費相当分の限度額は下記による。 往復距離数(km)×25円(1km)＝限度額 ※往復距離数は、喜多方市役所から大会会場までの往復距離とし、1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 ※1キロメートルにつき25円は、市職員等の旅費に関する条例に基づくものである。</p>